第 3 章 抽 選

(抽選の公告)

- 第12条 理事長は、抽選により保留地を処分しようとするときは、予め抽選の5日前までに、次の事項を公告するものとする。
 - (1) 抽選の日時及び場所
 - (2) 処分する保留地の位置、地積及び価格
 - (3) 抽選保証金及び抽選心得に関すること
 - (4) その他必要な事項

(抽選申込)

- 第13条 抽選申込者は、抽選申込書を封かんし期限内に理事長に提出しなければならない。
- 第14条 理事長は、監事の立会のもとに公開で、抽選により当選者を定めるものと する。
 - 2 理事長は、当選者が決定したときは、直ちに売却決定通知書を交付し、売買 契約の期日を指定するものとする。

(抽選申込書の無効)

- 第15条 次の各号の1に該当する抽選申込書は無効とする。
 - (1) 抽選心得書記載の抽選申込無効に該当するもの
 - (2) 理事長において有効とすることが適当でないと認め、理事会に諮り決定したもの